## 令和5年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課)

項目名 (国研) 量子科学技術研究開発機構の業務の追加に伴う税制上の所要の措置 所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税 目 所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税						八人可科			,1州 " 子 1 川 以 !		<b>听九垜児</b> 砞/
要 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量研」という。)が設置する次世代放射光施設(ManoTerasu)を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。)の対象施設をすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。  の	項	目	名	. —	量子科学	学技術研	究開	発機構の	業務の追加(	こ伴う和	<b>説制上の所要</b>
置する次世代放射光施設(NanoTerasu)を、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。)の対象施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。  の	税		目	所得税、	法人税、	消費税、	印約	紙税、登録	<b>录免</b> 許税		
望 施設とすることに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置(これまで同機構に適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。 の	要		置する	欠世代放身	肘光施設	(NanoTe	rasu	) を、特	定先端大型码	研究施詞	没の共用の促
内容       平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (小百万円) (改正増減収額) (小百万円)         新設       (1) 政策目的 量研が設置する NanoTerasu は、世界最高クラスの軟X線放射光を生成する加速器及びピームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることにより、財国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasu を新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。         交       (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟X線和用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	望		施設と	することに	こ伴い、	関連の法	改正	を前提に	、税制上の	<b>听要の</b> 持	
平年度の減収見込額 一百万円 (制度自体の減収額) ( 一百万円) (改正増減収額) ( 一百万円) (公正規定を) (本の数にのまた。 (本の数にのは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	Ø										
容 (制度自体の減収額) ( 一百万円) (改正増減収額) ( 一百万円) 新 (1) 政策目的 量研が設置する NanoTerasu は、世界最高クラスの軟 X 線放射光を生成する加速器及びビームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることにより国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasu を新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。	内						Γ	- 東午帝の	油加目37克		550
新 (1) 政策目的 量研が設置する NanoTerasu は、世界最高クラスの軟×線放射光を生成する加速器及びビームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることにより国際競争力の飛躍にしてながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasu を新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。      (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。										(	
新 (1) 政策目的 量研が設置する NanoTerasu は、世界最高クラスの軟×線放射光を生成する加速器及びビームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることにより国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasu を新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。  た (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。  必 要	容									)	
・ り国際競争力の飛躍的な向上につながる成果の創出が期待できる施設であるため、共用促進法を改正し、NanoTerasuを新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。  ***  (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟X線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれるNanoTerasuの早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。  **  **  **  **  **  **  **  **  **	新		,		5 NanoTe	rasu は、	世界			 放射光 <sup>:</sup>	
か、共用促進法を改正し、NanoTerasuを新たに同法の対象とすることにより、幅広い共用を行うことを目的とする。  (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれるNanoTerasuの早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。  必 要 と す る 理	設		速器及びビームラインで構成される施設である。幅広く共用を進めることによ								
拡 幅広い共用を行うことを目的とする。  充 又 (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。  必 要 と す る 理	•										
又 (2) 施策の必要性 最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。    要 と す る 理	拡					•					
最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟×線利用環境の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれるNanoTerasuの早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	充		(a) 45 b	<del>-</del>	.1						
の整備が重要となっている。そのため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれるNanoTerasuの早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。  要と する 理	ス					物質の「ネ	構造	解析」にか	ロえて 「機能 ロスマ	〔理解〕	へと向かっ
込まれる NanoTerasu の早期整備と、国による責任をもった共用の促進が必要であり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。  安 と す る 理	は				" " -						
長 あり、当該施設の設置者である量研が適切に業務を実施するための環境を整備する必要があることから、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 必 要 と す る 理	延		—								
を 必 要 と す る 理	長		あり、	- 当該施設 <i>₫</i>	)設置者	である量	研が	適切に業績	<b>外を実施する</b>	ための	環境を整備
要 と す る 理	を		する必要	要があるこ	ことから、	、税制上(	の所	要の措置る	を講する必要	いある	0 0
さ す る 理	必										
す る 理	要										
る 理	ع										
·····································	す										
	る										
曲	理										
	由										

	1	<u>'</u>	
今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	
		政 策 の 達成目標	
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中の達成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
別措置の適用宝	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
天績と効果に関す	前回要望時 の達成目標	
連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		新規要望